

議会議案第27号

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会セーリング競技開催に際して漁業者に対する漁業補償等の必要な措置を求める意見書の提出について

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会セーリング競技開催に際して漁業者に対する漁業補償等の必要な措置を求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年3月1日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	長 嶋 竜 弘
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	渡 邊 昌一郎
同	同	上	中 澤 克 之
同	同	上	岡 田 和 則
同	同	上	松 中 健 治

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会セーリング競技開催に際して漁業関係者に対する配慮と必要な措置を求める意見書

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に当たって、セーリング競技の開催会場は江の島に決定したことが発表された。オリンピック競技の江の島での開催は、鎌倉市議会としても歓迎するところであり、協力を行ってまいりたい。

現在、神奈川県では江の島開催に向けた準備を円滑に進めるため、島内の競技関連施設の配置や競技海面の範囲などについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との調整に向けた「神奈川県会場プラン(調整素案)」(以下「調整素案」という。)の検討を進めているところである。調整素案の中間報告では、「漁業との調整」として具体のレースエリア及び使用期間の確定に向けて組織委員会と調整しつつ、想定される漁業への影響等について漁業者と意見交換及び情報交換を実施していくとしている。平成27年12月16日には、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣が江の島を視察した際に「漁業補償など課題もある。組織委員会にしっかり対応してもらおう」と記者団に語ったところである。実際に想定されているレースエリア内には、定置網やワカメの養殖場があり、鎌倉の名物であるシラス漁やワカメ養殖、釣り船の運航などにも影響が及び、レースエリア外であっても、競技開催に伴う全体の制限海域によって、漁に対して影響を及ぼすことは必至である。

よって、かかるセーリング競技開催に当たっては、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、日本政府、神奈川県を初めとする関係諸機関は、必要な情報提供・情報共有を鎌倉市、地元漁業者に対して適切に行い、競技開催による漁場への影響について必要な調査の実施と、腰越及び鎌倉漁業協同組合等の漁業者との協議を誠実に行った上、関係者への漁業補償等の必要な措置を求めるところである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月17日

鎌 倉 市 議 会